

# 消費生活に関する緊急情報チラシ

## 頼んだ覚えのない荷物が届いたのですが・・・



### 【事例】

大手海外ショッピングサイトから荷物が届いた。宛先と宛名に間違いがなかったので受け取り、中を確認したところ暖かそうな防寒用ひざ掛けだった。同居家族に聞いたが誰も頼んだ覚えがない。送り状にも送り主の名前の記載がなかった。当該サイトに問合せたいが電話番号が分からない。警察に相談したら消費生活センターを案内された。

### 【アドバイス】

事例の場合は他市に住む子どもからのお誕生日プレゼントだったことが分かりました。最近「大手海外ショッピングサイトから頼んでいない商品が届いた。家族に確認したが、誰も知らない。どうすればいいか」という相談がよくあります。

一般的に、百貨店や店舗などで誰かに商品を送る場合は送り主の名前は送付状などに記載され、受取った人も送り主を知ることが出来ます。

しかし、最近ショッピングサイト等で商品を申し込んだ場合、送り主の名前が書かれず受取った人は誰から送ってきたのか分からない事があります。

誰かに商品を送る場合は送り主が分かるようサイト側に申し出るようにしましょう。

個人情報保護法の関係でセンターから業者へ問合せても送り主の情報は教えてもらえません。

一方、送り付け商法という悪質な方法もあります。身に覚えのない商品が届いた場合は、慌てずまずは家族に確認し、消費生活センターへ相談しましょう。

### !!「注意報」!!

突然、銀行や宅配業者、通販事業者を装ったショートメッセージ(SMS)が届くことがあります。添付されたURLにアクセスしないようにしましょう。

●●銀行を装う偽メールに注意してください。安全のため設定を行ってください。  
<https://0000000000>

差出人：●●便 配送センター  
件名：配達のお知らせ  
お客様にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください。  
<http://0000000000>

消費生活に関するご相談は

**草津市消費生活センターまで!**

**☎077-561-2353 (直通)**

または**消費者ホットライン ☎188**  
(※最寄りの相談窓口につながります)